令和2年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	8	府省庁名 金融庁								
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()								
要望 項目名		投資法人に係る税制優遇措置の延長								
要望内容(概要)		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優遇措置が認められている。								
		・特例措置の内容 投資法人に係るペイスル―課税の特例に関し、再エネ設備について、令和2年3月末までとなっている取 得期限を延長すること。								
関係	条文	租税特別措置法 67 条の 15								
減. 見 <i>辽</i>		[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位:百万円)								
要望	理由	(1)政策目的 多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行う。								
	(2)施策の必要性 再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドについて、平成28年度税制改正(再エネ設 投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間を10年から20年に延長)及び平成29年度税制改正(29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限を令和2年3月末まで延長)を受け、これまで6銘材 価総額約700億円)が上場されたところ。 一方、再エネ設備の取得期限(令和2年3月末まで)により実質的に本件税制が日切れとなるところ。 なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現に向け、引き続き組成・上場ニーズに対応することを てインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を後押しするため、取得期限の延長(本件税制の延 が必要。									
本要対応	する	なし								
縮洞	溪	ページ 8—1								

		Ⅱ-1
	政策体系におけ る政策目的の位	利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融 モニタリングの実施
	置付け	Ⅲ-3 市場機能の強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対
	政策の 達成目標	応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て 金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のため
	建 次日保	に必要な環境整備を目指す。
合 理 性	税負担軽減措 置等の適用又	3年の延長を要望する。
性 	は延長期間	(みなの)支付日毎に同じ)
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標に同じ)
		平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル―課税対象資産とみなす期間が
	政策目標の	延長(10年→20年)されたこと及び平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が
	達成状況	上場。
		なお、インフラファンドの組成・上場について引き続き具体的な二一ズが認められることから、政策目標の達成に向け、本件税制優遇措置の延長が必要。
	要望の措置の	足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が 複数存在しており、再エネ設備の取得期限の延長により、これらの案件について本件税制の適
 _有	適用見込み	用が見込まれる。
効	要望の措置の	平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル―課税対象資産とみなす期間が 延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されたほか、平成
性	効果見込み (手段としての	29 年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月
	有効性)	末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場されており、措置の有効性が認められる。
	当該要望項目	なし
	以外の税制上の 支援措置	
	人派店區	<i>+</i> >1
	予算上の措置等 の要求内容	なし
相当	及び金額	
性	上記の予算上の措置等と	-
	要望項目との	
	関係	投資法人のペイスル一課税の特例に関する要望であり、予算その他の措置によっては実現でき
	要望の措置の 妥当性	ないことから、妥当である。
	ページ	8—2

税負担軽減措置等の			28	年度 29	年度 30:	年度			
適用実績	上場インフラフ	'ァンド数(累計)		2	4	6*			
	※1銘柄は決算期未到来								
	(単位:千円)								
「地方税における		平成 29 年度							
税負担軽減措置等	措置名	合計							
の適用状況等に関			道府県民税	事業税	市町村民税	小計	地方法人特別税		
する報告書」に おける適用実績	投資法人に係 る課税の特例	61, 422, 789	3, 875, 322	31, 983, 519	11, 747, 068	47, 605, 909	13, 816, 880		
							<u> </u>		
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	平成 28 年度税制改正にて、再工ネ設備を投資法人のペイスル―課税対象資産とみなす期間が延長(10 年→20 年)されたことを受け、平成 28 年6月に第1号案件が上場されたほか、平成29 年度税制改正にて、平成29 年3月末までとなっていた再エネ設備の取得期限が令和2年3月末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場されており、措置の有効性が認められる。								
前回要望時の 達成目標	再エネ設備を主たる投資対象資産とするインフラファンドの組成・上場ニーズに引き続き対応することを通じて、インフラファンド市場への民間投資の参入や流動性の向上を促し、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環としてインフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を目指す。								
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	平成28年度税制改正にて、再工ネ設備を投資法人のペイスル―課税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたこと及び平成29年度税制改正にて、平成29年3月末までとなっていた再工ネ設備の取得期限が令和2年3月末まで延長されたことを受け、これまでに6銘柄が上場。足下では、複数の案件が上場に向けた準備や検討に着手している。								
これまでの要望経緯	平成 28 年度 象資産とみな	す期間の延長 長税制改正要望	型にて、財務省 (10 年→20 st 型にて、平成 2	i主税局に、再 F)を要望。	エネ設備を投	資法人のペイ	要望。 ベスル一課税対 が取得期限の		

8—3

ページ